9）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者を配置することができる試行工事である。なお、このような配置予定技術者のことを、専任指導者という。

10）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

11）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決及び業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

2　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　下記１）～11）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年９月13日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から大河津分水路新第二床固改築１期工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者（以下、「特定ＪＶ」という。）、又は下記１）～11）の要件を満たしている単体有資格業者（以下、「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下、「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～11）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に15者までとする。（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成29・30年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成15年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⑷から⑹の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑷　河川を横断して設置された工作物（堰、水門、床止め（落差工、帯工）のいずれか）の施工実績を有すること。（修繕工事を除く。）

⑸　作業室面積が100㎡以上のニューマチックケーソン工の施工実績を有すること。

⑹　台船・作業船を用いた工事の施工実績を有すること。

なお、⑷から⑹は同一工事でなくてよい。

６）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　平成15年度以降に、元請けとして完成した下記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶ又は特定ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑷　ニューマチックケーソン工の施工実績を有すること。

なお、ここでいう施工実績は、ニューマチックケーソン工の工種全体に従事していた工事実績に限る。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　前記㈠の資格及び㈡の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記⑷又は⑹の施工経験を有すること。（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶ又は特定ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記⑷又は⑹に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

⑷　前記㈡の要件を満たす者。

⑹　平成25年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。ただし、契約工期（土曜日、日曜日、その他休日を含む）の１／２以上に従事していること。

また、当該施工経験の工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

８）申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

９）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

10）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記５⑶２）の期間内に技術提案書及びその施工計画を提出した者のうち、発注者から技術提案が適正であると認められた者であること。